

★★★ 藤沢市の一時預かり実施施設（認可外保育施設）について ★★★

	施設名・施設所在地	預かり年齢	受入れ時間・人数等	予約方法	備考	無償化*
藤沢型認定保育施設	キッズサポーター・湘南ぴっころ 藤沢市本町3-3-7	1歳児以上 未就学児まで	平日 9:00~14:00 (1日2名まで)	開園時間中に施設へ電話 (0466-26-4433)	預かり日前までに面談・書類提出が必要となります	○
	どれみチャイルドくらぶ 藤沢市湘南台2-27-2 アムレート湘南台1F	満2か月以上 未就学児まで	7:00~20:00	電話にて受付 (0466-44-0194)	事前面談はありませんが、電話受付の際、必要なことを確認しています。	○
	ちびっこ保育園 湘南台駅前園 藤沢市湘南台2-14-3 パシフィック湘南102・201	満6ヶ月以上 未就学児まで	平日 9:00~17:00 (1日1人まで)	前日迄に、施設に電話 (0466-45-0367)	預かり日前々日迄に、面談・書類提出・一時預かり登録が必要です。 ※4・5月は未実施 ※現在新規受付は一時停止しております。再開時期未定	○
企業型	コベル保育園藤沢 藤沢市鶴沼橋1-2-4 鶴沼ファーストビル101	6ヶ月以上 2歳まで	平日 7:30~20:30 定員に空きがある場合のみ	9時~17時の間に施設へ電話 (04666-55-6677)	預かり日前までに面談・書類の提出が必要です。	× 余裕活用型のため
その他私設保育施設	保育室 ひろば辻堂 藤沢市辻堂元町6-3-9 福祉クラブ生協 みのり藤沢内	6ヶ月以上 小学校低学年まで	平日9:00~17:00 それ以外の時間帯・土日祝日応相談 (1日14人まで、但し0歳児は同時時間帯に原則1人)	平日9時~17時の間に施設へ電話 (0466-90-5314)	事前に1時間程度の面談を実施し、相談しながらプランを作成し契約、利用開始となります。	○
	ゆめかなキッズ・ラサールスタディール湘南台校 藤沢市亀井野460-8	2歳児(1日3人まで) 3歳~6歳(1日3人まで)	平日 9:00~19:00	9時~18時の間に施設に電話 又は LINE公式から予約可 (0466-63-5165)	預かり日までに会員登録、会費納入が必要です。 (3,000円/年) 0、1歳児のお預かりは、要相談。	○
	めじろ保育園 藤沢市片瀬目白山1-7	1歳以上 未就学児まで	平日 7:00~19:00 土曜日 8:00~17:00 (1日10人まで)	前日までの9時~17時の間に施設へ電話 (0467-81-3357)	預かり日前までに面談・書類提出が必要です。	○
	神奈川インターナショナルスクール 藤沢市南藤沢17-1-101	満2歳以上 未就学児まで	以下の期間のみ 春休み(3月中旬~4月初旬 9:00-14:30) 夏休み(7月下旬~8月末 9:00-14:00) 冬休み(12月末の週 9:00-14:00) 旧正月休み(1月中旬~2月初旬 9:00-14:30)	Web上の申込用紙をダウンロードして、メール又は電話で予約受付 (045-841-3928) / info@kischool.com	利用前に書類提出が必要です。ご希望の方は見学可能です。	○
	コトママholiday 藤沢市本町3-10-11 ロイヤルコーポ富士104号室	3か月以上 未就学児まで その他	平日 9:30~17:00	施設ホームページをご確認ください www.cotomama-holiday.com	利用前に面談が必要です。	○
	つばめのご保育園 本町保育ルーム 藤沢市本町3-2-4	1歳6ヶ月以上 未就学児まで	9:00~14:00 定員に空きがある場合のみ	9時~16時の間に湘南ヤクルトHPに記載のフリーダイヤルへ電話 (0120-65-8960)	預かり日の1週間前までに面談・書類提出が必要です。	○
つばめのご保育園 ライフ保育ルーム 藤沢市大庭5577	1歳6ヶ月以上 未就学児まで	9:00~14:00 定員に空きがある場合のみ	9時~16時の間に湘南ヤクルトHPに記載のフリーダイヤルへ電話 (0120-65-8960)	預かり日1週間前までに面談・書類提出が必要です。	○	
幼児教育施設	善行団地自治会立 ちびっこ幼児教室 藤沢市善行団地3-18	4、5歳のみ	14:00~17:00	登園時申し込み又は1週間前から予約 (0466-82-1922)	体調についての事前面談が必要です。 *現在、新規受付は停止しております。	○
	2・3才児保育ひよこ会 藤沢市藤が岡1-12 コンフォール藤沢C3-104	2、3歳児のみ	平日 9:15~13:45	開園時間内に施設に電話 (0466-50-5886)	定員にゆとりがある場合のみ、海外からの一時帰国期間や、里帰り中の期間など、1か月以上の月単位でお預かり可能です。	○

*施設等利用給付認定(2号・3号)の認定を受けている児童が、○のついた施設で一時預かりを利用した際に、その利用料の一部を無償化の支給対象にできる場合があります。(詳細は裏面をご確認ください)

※幼児教育・保育の無償化に係る給付について

認可外保育施設等の利用にあたり、幼児教育・保育の無償化に係る給付を受ける場合には、**事前に施設等利用給付2号・3号認定申請が必要です。**
認定は、原則、遡って申請することはできません。給付認定の申請は、対象施設・事業等の利用開始までに行ってください。

※認可保育施設や企業主導型保育施設に入所している、または他施設との併用が不可の幼稚園を利用している場合等、施設等利用給付2号・3号認定を受けていても、一時預かりの利用分については**無償化の対象外**となります。ご了承ください。

(1)対象者

次のいずれかに該当する児童で、保護者の就労等の状況により、市が保育の必要性を認めた場合に、無償化の対象となります。

- ・3歳から5歳のすべての児童(4月1日時点の年齢)
- ・0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童(4月1日時点の年齢)

(2)対象経費等(無償化対象の認可外保育施設等)

基本保育料・延長保育料 ※入園料・給食費・管理費等については無償化の対象外となります。

(3)補助上限額(※複数の施設を併用する場合は、合算した補助上限額)

月額37,000円(0歳から2歳の住民税非課税世帯は、月額42,000円)

※ 併用可の幼稚園等に在籍している場合の補助上限額は、当該幼稚園の預かり保育利用分等と合算して月額11,300円(0歳から2歳の住民税非課税世帯は、月額16,300円)となります。

認定申請に係る詳細及び申請様式につきましては、市ホームページをご覧ください。

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/kenko/kosodate/mushoka_riyousha_nintei.html

ホーム > (子育て・教育) > 子育て > 保育園・幼稚園など > 幼児教育・保育の無償化

> 【利用者の方へ】幼児教育・保育の無償化に係る認定申請について



※手続きの流れ

